

中小企業等復興支援事業 ご案内

～被災された中小企業・小規模事業者の皆様の復旧・事業再開を支援します。～

京都府と城陽商工会議所では、平成30年台風第21号により被災された中小企業等の皆様を支援する「中小企業等復興支援事業」を実施しております。

平成30年台風第21号により被災した事業所や店舗の修繕、設備の更新、機器の修理をはじめとする営業再開に向けた復旧費用を支援する補助金です。

【申請受付期間】

平成30年10月15日（月）から平成31年2月15日（金）まで

【申請書の提出先】

中小企業等、商店街団体：中小企業応援隊員を經由して城陽商工会議所へ提出

【申請要件】

府内に事業所を有する中小企業等で台風第21号により被災された方

（商店街振興組合・事業協同組合等の中小企業で構成する組合を含む。）

*申請には、**市町村が発行する「被災（り災）証明書」が必要**です。なお、証明の対象となるものは、各市町村により異なりますので、詳しくは各市町村にお尋ねください。

（申請に際して被災状況の分かる写真等が必要となる場合があります。）

【問合せ先】

城陽商工会議所

<連絡先> 52-6866

1 城陽市内に事業所(団体)等を有する下記の中小企業等及び商店街団体が対象

(1) 中小企業等

[中小企業の範囲]

業種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

(2) 小規模企業

[小規模企業の範囲]

業種	常時使用する従業員の数
製造業・その他の業種	20人以下
卸売業	5人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

(3) 商店街団体

[商店街団体の範囲]

商店街振興組合、商店街及び小売市場における事業協同組合、商店街振興組合に準ずる活動を行っている任意団体、共同出資会社、特定会社、複数の団体を中心となって商店街等の活性化を目指すために事業活動を行っている事業実行委員会

※ 詳細はお問い合わせください。

2 被災日の平成30年9月4日から平成31年2月28日の間に実施する、中小企業等の被災した事業所や店舗の修繕、設備の更新、機器の修理をはじめとする営業再開に向けた取組(事業)などが対象。

(受付期間に係る事業実施期間の範囲)

項目	開始	終了
受付期間	平成30年10月15日	平成31年2月15日
事業実施期間	平成30年9月4日	平成31年2月28日
実績報告書提出期間	事業終了から15日以内	

3 補助金については次のとおり

(1) 被災した施設の復旧等に対する補助

- ・補助率 15%以内(下限10万円 上限100万円)

※昨年度の台風第18号、21号、30年度の7月豪雨でも被災されている場合は、補助率25%以内、補助上限150万円にアップ。

(平成29年台風第18号、平成29年台風第21号又は平成30年7月豪雨でも被災している場合は、その時の被災(り災)証明書の写しも添付すること。)

(2) 被災した施設の小修繕等に対する補助

- ・補助率 1/2以内(上限10万円)

【補助対象経費の具体例】

(1) 大規模な設備の更新等に対する補助

(補助率15%、上限100万円)

屋根・壁・床等の店舗修繕、室外機・ボイラー・保冷库等設備の買い替え、事業用車両の買い替え等

(2) 小規模な機器の修繕等に対する補助

(補助率1/2、上限10万円)

看板修繕、ガラス修繕、機械等の修繕、床修繕、店内清掃・消毒費、什器備品類買い替え、土砂撤去・搬出、ゴミ廃棄処分費、復旧セール開催経費、チラシ印刷等

※例示としてあげていますが、(1)と(2)は申請金額で判断すること。

例えば、65万円の保冷库を買い替える場合は、(2)の方が補助額が有利になるため(2)で対応。

(1)の場合：650,000円×15%=補助額97,500円

(2)の場合：650,000円×1/2=325,000円補助額100,000円

(留意事項)

- ・商品被害は対象外
- ・大企業は対象外
- ・農業は農林水産部補助金で対応
- ・NPOは対象外

4 補助金の交付又は不交付の決定は、文書により中小企業応援隊員を通して各申請者に通知いたします。

- (1) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- (2) 補助金の支払いは、取組(事業)終了後の精算払とします。

5 実績報告書の提出について

- (1) 補助事業終了後速やかに実績報告書を城陽商工会議所に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料(成果物見本や写真等を含む。)の添付が必要です。
(その際、取組(事業)実績について中小企業応援隊員が確認させていただきます。)
- (2) 城陽商工会議所において実績報告書を受領後、取組(事業)及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。

6 その他

- (1) 保険で対応される場合は、重複して本補助金を申請できません。ただし、被害額全額を保険金でカバーできない場合は、保険分を除いた金額が補助対象金額になります。
- (2) 交付申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は、不正な行為があったことが発覚したときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

7 必要書類

	提出物	ダウンロード
交付申請時	交付申請書（様式第1号）	【 様式第1号 】
	被災（り災）証明書	
	被害状況の分かる写真等	
	見積書の写し	
事業の内容を変更しようとするとき	変更承認申請書（様式第2号）	【 様式第2号 】
	交付決定通知の写し	
補助事業を中止又は廃止しようとするとき	中止（廃止）承認申請書（様式第3号）	【 様式第3号 】
補助事業が完了したとき	実績報告書（様式第4号）	【 様式第4号 】
	納品書および請求書、領収書の写し	
	写真等	
補助事業により財産を取得または効用が増加したとき	取得財産管理台帳（様式第5号）	【 様式第5号 】
補助金の額が確定したとき	請求書（様式第6号）	【 様式第6号 】